

建設業取引適正化推進月間

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行うものです。

みんなで守る 適正取引



11月1日～11月30日

11月は**建設業取引適正化推進月間**です

主催 国土交通省、都道府県

[お問い合わせ先]

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 TEL.098-866-1910

沖縄県 土木建築部 土木企画課 TEL.098-866-2384

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。